

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その一)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

安藤仁介名誉所長に代わり、新たに所長に就任した同志社大学の坂元茂樹です。いつも『グローブ』をご愛読いただき誠にありがとうございます。この二〇一六年秋号から連載を担当することになりました。

この連載では、国連人権理事会においてすべての国連加盟国（一九三カ国）の人権状況を調査する普遍的定期審査（Universal Periodic Review: UPR）を取り上げ、各国にはどのような人権問題があるのかをご紹介します。国連がめざす普遍的な人権基準の達成に立ちはだかる各国のさまざまな人権課題を考えてみたいと思います。

「普遍的定期審査（UPR）」という言葉を初めて聞いたという読者の方がおそらく多いのではないかと思いますので、最初にその説明をしたいと思います。この制

度は、二〇〇六年に設立された国連人権理事会に初めて導入されました。UPRとは、理事会において四年半ごとにすべての国連加盟国（一九三カ国）の人権状況を審査しようというものです。第一回目は、四年で当時の一九二カ国の人権状況の調査を行いました。審査の時間にゆとりをもたせようということで第二回目からは四年半に延長されました。

人権理事会は四七の理事国によって構成されていますが、理事国は任期中に必ず審査を受けなければなりません。審査を受ける国（被審査国）に対して、理事国のうち三カ国がトロイカと呼ばれる報告者団を構成します。この三カ国は三つの地域グループから一カ国ずつ、くじ引きで決定されます。被審査国には、くじ引きで選出されたトロイカとなる国についての拒否権が認められています。審査の政治化を防ぐ狙いがあると思われるです。

国際人権規約自由権規約などの人権条約の締約国は、四年ごと、あるいは五年ごとに政府報告書審査を受けますが、報告書審査の対象国はあくまで条約の締約国に限られています。しかし、UPRではすべての国連加盟国が対象になっています。人権条約の締約国でない国の人権状況も審査できるというメリットがあります。また、条約機関による審査の場合は、個人資格から成る委員会

による審査ですが、UPRでは国家による相互審査（ピア・レビュー）の形をとります。NGOは、傍聴はできません。発言は許されません。また、発言国がひとたび勧告する（recommend）という言葉を用いれば、自動的にその内容は勧告になります。そのため、第二回目以降、勧告の数がどの国についても増えています。UPRの審査に参加する国としては、勧告を行うことにより自国のプレゼンスを高める狙いがあると思われます。

審査の基礎となる文書は、被審査国が提出した報告書（二〇頁以内）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成する被審査国の人権状況に関する報告書（一〇頁以内）及びOHCHRが作成するNGOなどから提出された情報の要約（一〇頁以内）です。条約機関による政府報告書審査に提出される報告書と比較すると、簡潔なものになっています。

国によって行われる審査という性格上、政治性を完全に払拭することができないのは事実です。現に、みずからの人権状況に不安を抱える国の審査であればあるほど、「お仲間の国」が審査において美辞麗句の発言に終始するという事態も生じています。人権の普遍性と客観性を高めるために始まったこの制度の将来は決して樂觀できる状況にはありませんが、人権基準実施のための各国の能力向上に資する制度であることは間違いなく、

この連載においては、審査の場でどのような議論が行われているかを紹介したいと思います。

ここで一例をあげれば、日本の第一回審査は、二〇〇八年五月に行われました。日本に対しては、合計二六の勧告がなされ、日本が受け入れた勧告は一三、検討などを約束した勧告が四、受け入れなかった、もしくは検討を約束しなかった勧告が九ありました。受け入れた勧告の中には、パリ原則に基づく国内人権機関の設置、女性に対する差別的撤廃、女性・子どもに対する暴力の撤廃など重要な事項が含まれています。また、検討を約束した勧告の中には、長い間の懸案事項となっている個人通報制度に関する自由権規約第一選択議定書や女性差別撤廃条約議定書などの批准が含まれています。ただし、死刑制度や代用監獄の廃止、「慰安婦」問題についての国連の勧告に真摯に対応することといった勧告については、これを受け入れませんでした。勧告の内容をみると、その国の人権課題がみえる形になっていることがわかりただけだと思います。

安藤名誉所長が「アジア諸国と人権」と題して連載されていますので、本連載も最初にアジア諸国のUPRをご紹介しますと存じます。よろしくお付き合いいただければ幸いです。

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その二)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

まずは、日本のお隣の国である韓国の普遍的定期審査 (Universal Periodic Review: UPR) を取り上げてみたいと思います。

韓国の第一回のUPRは、二〇〇八年二月二十八日に行われました。審査の作業部会にあたる「トロイカ」は、ペルー、エジプトおよびヨルダンの三カ国によって構成されました。第一回の審査では三三か国が発言しました。こうした審査の内容をご紹介する前に、まずは韓国の人権状況について概観してみましよう。

韓国は、四〇年に及ぶ軍事独裁政権を経て、民主主義体制に移行した国です。日本が一九七九年に国際人権規約を批准したのに対し、韓国が同規約を批准するのは一九九〇年です。しかし、日本と異なり、韓国は同時に

個人通報制度を定めた自由権規約第一選択議定書を批准しました。また、女性差別撤廃条約選択議定書の締約国にもなっています。日本はいまだこうした個人通報制度を受け入れてはいません。その意味では、日本よりも人権条約の批准に熱心な国ということが出来ます。さらに、二〇〇一年に国家人権委員会を設置しています。

他方で、三八度線をはさんで北朝鮮と対峙している韓国は、安全保障に絡むさまざまな制約が国民に課せられています。たとえば、最長四八時間にわたって逮捕令状なしに拘禁を認める緊急逮捕手続や、国家保安法上の事案の場合には五〇日間という長期に及ぶ未決拘禁が可能な制度が採用されています。国家保安法第七条一項は、「国の存立、安全又は自由民主的基本秩序を危うくすることを知りながら、反国家団体若しくはその構成員又はその指令を受けた者の活動を称揚し、宣伝し若しくはこれに同調し、又は国家変乱を宣伝し、扇動した者は、七年以下の懲役に処する」と規定しています。

韓国政府は、国家保安法は国の安全保障および緊急事態に備える観点から必要との立場をとっており、同法は憲法裁判所や最高裁判所が示した解釈基準に従い、厳密に解釈・適用されており、濫用の余地はないとしています。しかし、拘禁施設における拷問や非人道的行為などの報告もあり、実態は政府が述べることと異なっている

可能性があります。

また、憲法第一一〇条四項は、「非常戒厳下の軍人及び軍務員の犯罪：のうち法律が定めた場合〔坂元注・軍法会議法第五三四条〕に限り、単審で行うことができる。ただし、死刑を宣言する場合には、この限りではない」と規定し、死刑の場合を除き、軍事上の裁判については上訴することができないと定めています。韓国が締約国となっている自由権規約第一四条五項は、「有罪の判決を受けたすべての者は、法律に基づきその判決及び刑罰を上級の裁判所によって再審理される権利を有する」と規定し、上訴の権利を認めていますので、韓国は自由権規約にあたってこの条項の適用を制限する留保を行っています。

さらに韓国は、日本とは異なり、徴兵制度を採用しています。朝鮮半島の分断状況という特別の安全保障環境もあるのですが、兵役拒否者に対しては最長三年の懲役刑が科せられます（二〇〇三年徴兵法）。宗教上の教義などを理由とする良心的兵役拒否は認めておらず、拒否者は前科者の汚名を着せられ、公務員や準公務員の就任権も認められません。同様に、こうした兵役拒否者に対する代替的役務の導入も、国民のコンセンサスの欠如を理由に採用されていません。こうした対応をとる韓国政府に対しては、同国が締約国となっている自由権規約の政府報告書審査の場でも、重大な懸念が自由権規約

委員会によって表明されています。

韓国憲法第三三条二項は、「公務員たる勤労者は、法律が定める者に限り、団結権、団体交渉権及び団体行動権を有する」と規定しており、これを受けて、上級公務員や国公立および私大の教員に対して労働基本権の享有が制限されています。同条三項は、「法律が定める主要防衛産業体に従事する勤労者」についても、団体行動権を制限し、認めないことを規定しています。労働者の権利の問題でいえば、韓国では、日本と同様に、中小企業における非正規雇用の女性労働者が多く存在します。朴槿恵（パククネ）大統領という女性大統領を擁していますが、政治や司法の現場での女性の割合は低いとされます。

また、めざましい経済発展を遂げた韓国は、日本と同様に少子化および高齢化社会を迎えており、労働力の不足を補うために外国人労働者を多く受け入れていきます。二〇一〇年には六九万人に過ぎなかった外国人労働者の数は、二〇一四年末には百万人を超える数になっています。韓国ではこうした移住労働者に対する差別と人権侵害の問題が数多く発生しており、移住労働者の保護の問題が重要な課題になっています。

こうした人権状況にある韓国のUPRでは、どのような人権問題が各国によって取り上げられたのでしょうか、今回は、この点についてご説明したいと思います。

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その三)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

韓国は、日本と異なり、個人通報制度を定めた自由権規約の選択議定書の締約国であり、主要な人権条約に入っている国です。また日本に先駆け、二〇〇一年に国家人権委員会を設置しています。そうした韓国においても、さまざまな人権問題があることを普遍的定期審査は浮かび上がらせます。

二〇〇八年の韓国の第一回普遍的定期審査（UPR）では、三三カ国が発言しました。徴兵制度をとる韓国における良心的兵役拒否者の問題について、スロベニアは、良心的兵役拒否者が兵役義務から免除される権利を認めるように、またイギリスは良心的兵役拒否者に代替義務を認める手続を取るよう勧告しましたが、韓国はこれを受け入れませんでした。すでに自由権規約委員会は、韓

国に関する個人通報事例において、良心的兵役拒否者に兵役義務から免除される権利を認めないのは、思想、良心及び宗教の自由を定めた第一八条一項の違反とし、こうした権利を法的に認め、政府及び公的機関への雇用禁止をやめるようにとの勧告を行っていますが、韓国は委員会によるこの「見解」を実施していません。

また、韓国は日本と同様に死刑制度を維持している国です。ヨーロッパ諸国は、二〇〇三年に発効したヨーロッパ人権条約第一三議定書で、全面的に死刑を廃止しています。こうしたこともあり、UPRでは、死刑制度の廃止を求める勧告（ベルギー）、多くの人が死刑待ちの状態にある現状の中で死刑を廃止する法律の制定を求める勧告（ルクセンブルグ）、死刑廃止に向けてモラトリアムを設けることを求める勧告（イタリア）、死刑廃止をめぐり自由権規約第二選択議定書の署名を求める勧告（オーストリア）がヨーロッパ諸国によって行われました。しかし、韓国政府は、死刑廃止の問題は犯罪に関する司法の機能や社会環境など総合的に検討すべきであり、何よりも国民のコンセンサスが必要であるとして、これらの勧告を受け入れませんでした。第一回のUPRで韓国が受け入れを表明したのは、一五の勧告でした。先回取り上げた外国人労働者の問題についても、いくつかの勧告が行われました。移住労働者の人権に関する

特別報告者によれば、韓国における移住労働者の三分の一が女性であり、彼女たちは職場において、しばしば性的嫌がらせや虐待の脅威にさらされている現状にあるとされます。

こうした現状を背景に、女性移住労働者の権利の保護と差別的慣行の撤廃を求める勧告（アルジェリア）や移住労働者の保護政策の立案に際して、子どもと女性に特別の配慮を行うようにとの勧告（カナダ）、外国人労働者を効果的に保護するために雇用許可法の強化を求める勧告（インドネシア）、さらに法執行官の人権研修を実施し移住労働者の権利保障を求める勧告（カナダ）がなされました。これに対して、韓国政府は、これらの勧告を受け入れるとの決定を行いました。韓国は移住労働者権利条約の締約国ではありませんが、このようにUPPRでは、当該条約の締約国でなくても、条約が扱う移住労働者の人権状況を審査できるというメリットがあります。

女性の権利に関しても多くの勧告が行われました。そうした中で、韓国政府が受け入れたのが、女性差別撤廃条約第一条に従った女性に対する差別的定義の採択と外国人女性の人身売買に対する戦いを強化することを求める勧告（ベルギー）、女性の権利の伸長を人権政策の重要課題の一つにすることを求める勧告（イタリア）、配偶者間レイプ、子どもの虐待、家庭内の暴力の犯罪化と

加害者の処罰を求める勧告（カナダ）、家庭内暴力に関する法律の強化を求める勧告（メキシコ）、両性平等の視点を取り入れたUPPRのフォローアップの実施を求める勧告（スロベニア）、さらには戸主制度の廃止の広報を通じた婚姻上の男女平等の実効性の確保を求める勧告（メキシコ）でした。こうした審査の状況を見ると、韓国社会において、女性の地位向上と権利の改善が依然として優先課題であることがわかります。

韓国政府は、この他、人権条約機関の見解の普及と履行を求める勧告（ブラジル）、結社と集会の自由の保障を求める勧告（アルジェリア）、法執行官による拷問・虐待に関する捜査の実施（カナダ）、プライバシー保護を目的とする住民登録制度の見直しを求める勧告（カナダ）、難民の地位の認定手続を国際難民法に則って改善するよう求める勧告（ルーマニア）を受け入れました。

人権の普遍性と客観性を高めるために始まったUPPRという制度は、各国のあらゆる人権問題を取り上げることができると、国際的な人権基準実施のための各国の能力向上に資する制度であることは間違いありません。UPPRは四年（その後四年半）に一回審査を受ける制度ですので、次回は韓国の第二回審査を取り上げ、どのような人権状況の進展が見られたのかを検討してみたいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その四)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

韓国の第二回普遍的定期審査（UPR）は、二〇一二年一〇月二五日に行われました。報告者団（トロイカ）を務めたのは、ジブチ、ハンガリー、インドネシアの三カ国でした。

前回取り上げた良心的兵役拒否についても再び取り上げられ、良心的兵役拒否を認める法律の制定を求めた勧告が行われました（フランス、ポーランドなど）。しかし、韓国政府の態度は固く、朝鮮半島の分断状況という特別の安全保障環境や徴兵制によって軍事上の人的資源を調達している現実、軍事的義務の公平な分配、さらには良心的兵役拒否に関する国民的コンセンサスの欠如を考えれば、代替的役務の導入は困難であるとして、これを拒否しました。

また韓国は、国家保安法を制定していることから、

第一回に続いて、恣意的適用や濫用に対する懸念が表明されました（ドイツ、ノルウェーなど）。しかし、韓国政府の回答はまるで判で押したかのように第一回の回答と同じでした。同法は国の安全保障および緊急事態に備える観点から必要であり、憲法裁判所や最高裁判所が示した解釈基準に従い、厳密に解釈・適用されているので、濫用の余地はないとの回答でした。

日本と同様の高齢化社会を迎え、労働力不足を補うために百万人を超える外国人労働者を受け入れていく韓国では、移住労働者に対する差別と人権侵害の問題が数多く発生しており、この点が第二回の審査でも取り上げられました。移住労働者の移動の自由の制限を緩和することを求める勧告（フランス）には、改善策を引き続き追求するとの回答がなされました。また不法移住労働者の基本的人権の立法的保護を求める勧告に対しては、こうした人々の人権が侵害されないように適正手続が遵守され、また適切な救済のための努力もなされると回答されました。

これらの問題も、先の問題と同様に引き続き、第三回以降のUPRで取り上げられるものと思われれます。そう考えると、このUPRという制度は、個々の国が抱えている人権問題を国連の場で審査する機会をもつという意味で、人権条約体制に入っていない国はもちろん、人権条約体制に多く入っている国にお

いても、重要であることがわかります。

ところで、アムネスティ・インターナショナルの調査によれば、二〇一六年一二月末現在、死刑を全面的に禁止している国は一〇四カ国、通常犯罪（戦時における死刑を除く）のみを廃止している国は七カ国、事実上の死刑廃止国は三〇カ国、合計一四一カ国が法律上および事実上の死刑廃止国といえます。国連の加盟国数が一九三カ国ですので、大半の国が死刑廃止国といえます。これに対して死刑を存置している国は五七カ国にすぎません。こうした国際的な状況の中で、韓国もまた死刑存置国です。

第二回のUPRでもこの問題が取り上げられました。死刑廃止を求める自由権規約第二選択議定書の批准を求める勧告（ルワンダ、スイスなど）に対して、韓国政府は、死刑の廃止問題は、国の刑事管轄権から見た場合、基本的な重要性をもつ問題であり、慎重に検討すると述べました。しかし、注目されるのは、韓国は、一五年以上死刑を執行しておらず、事実上の死刑廃止国といえると回答した点です。この点は、日本と大きく異なっています。

日本では国民の八割が死刑を容認しています。実際、日本では、二〇〇七年二月に、戦後初めて収監中の死刑確定者の数が一〇〇〇人を越えました。昨年一〇月、日弁連は「二〇二〇年までに死刑制度の廃

止を目指し、終身刑の導入を検討する」と宣言しました。その背景には、死刑判決数も死刑執行数も増えている日本の現実があります。日弁連の調査によれば、死刑の判決数は、一九九一年から一九九七年までの七年間と二〇〇一年から二〇〇七年までの七年間を比較すると、第一審で約三倍、控訴審で約四・五倍、上告審で約二・三倍と、死刑判決の数が増えています。死刑執行数も、二〇〇七年には三回（計九名）、二〇〇八年には五回（計一五名）、二〇〇九年には二回（計七名）に死刑が執行されています。

UPRの審査に日本をはじめ各国は参加することによって、被審査国と比べて自国の人権状況がどのような地位にあるかを知ることができます。その意味で、発言にあたって、自国で実現していないことを他国に求めることはできないと考えれば、UPRは常に自国の人権状況が審査されているという側面があります。

同じように死刑存置国と考えていた隣国である韓国は、日本とは異なり、一九九八年の金大中大統領（当時）就任以来、一五年間事実上死刑を執行していない国であり、みずから事実上の死刑廃止国と回答しているのです。次回は、さらに韓国の第二回のUPR審査を通して、日本との異同を考えてみたいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その五)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

国連安保理決議に反する北朝鮮による核実験と弾道ミサイル発射実験により、東アジアにおける安全保障上の緊張が高まっていることは、周知の通りです。日本は、一九六五年に韓国との間に日韓基本関係条約を締結し国交を正常化しましたが、北朝鮮との間には未だに国交がなく、国家として承認していない状況が続いています。

国際法には国家承認という制度があり、国家は独立を宣言しただけでは国際社会の仲間入りはできず、既存の国家から国家承認を受ける必要があります。しかし、現在では、国家承認の法的効果について、新国家は承認さ

れてはじめて国際法の主体となる創設の効果説ではなく、国家承認は単に新国家の成立を確認するにすぎないという宣言的效果説が通説ですので、未承認は政治的側面が強いともいえます。しかも、一九九一年に韓国と北朝鮮は国連に同時加盟しており、日本と北朝鮮の間には国連加盟「国」としての関係が成立しています。いずれにしても、日朝間の国交正常化交渉は二〇〇〇年の第一〇回本会議以来長らく中断していますが、その背景に、核兵器国をめざす北朝鮮の核開発の問題とともに、拉致問題があることは言うまでもありません。

実は韓国でも北朝鮮による拉致問題は存在し、韓国政府による公式認定では四八六人の拉致被害者がいるとされます。これに対し、日本政府による拉致被害者の公式認定は一七人です。日本の数十倍の数の拉致被害者がいるにも関わらず、韓国政府によるこの問題に対する動きは必ずしも活発とはいえません。こうしたことも影響しているのか、日本は強制失踪条約を批准しているのに対し、韓国は未だに同条約を批准していません。同条約は、

「強制失踪」を、国の機関等が人の自由を剥奪し、その所在を隠蔽し、法の保護の外に置くことと定義しています。まさしく拉致被害者に当てはまりますが、残念ながら、二〇一〇年に発効した同条約は、発効前に生じた北朝鮮による拉致問題に適用されることはありません。

韓国の第二回の普遍的定期審査の場において、強制失踪条約の批准が勧告されました（スペイン、アルゼンチン及びスペイン）。しかし、韓国政府は強制失踪行為の加害者の処罰や被拘禁者の登録制度の創設について国内法の改正が必要であるため、慎重な検討が必要であるとして、この勧告を受け入れませんでした。また、家事労働条約（第一八九号条約）、結社の自由及び団結権保護条約（第八七号条約）及び強制労働条約（第二九号条約）といった主要なILO（国際労働機関）条約の批准を呼びかける勧告（フィリピン、ウルグアイ）についても、いくつかのILO条約と、国内法及び自国の状況との間に矛盾があるため、さまざまな検討課題があるとして、この勧告を拒否しました。さらに、児童の養子縁組に関

する第二一条に関する留保の撤回の勧告（ドイツ、アイerland）についても、拒否しました。他方、夫及び妻の同一の個人的権利を規定する女性差別撤廃条約第一六条一項（g）への留保の撤回（スロベニア）については、必要な民法改正を検討するとして、積極的な姿勢を示しました。

この他、国連の人権保障メカニズムにおける拷問に関する特別報告者の招待を求める勧告（ベラルーシ）については、二〇〇八年に人権理事会のすべてのテーマ別特別手続について招請状を発行済みだと回答しました。日本も、同じくテーマ別特別手続の特別報告者を継続招請する姿勢を示しており、同様の態度をとっているといえます。

こうした韓国の隣国である北朝鮮の人権状況は、ある論者によれば、党内の粛清の犠牲者が一〇万人、強制収容所での死者は一五〇万人ともいわれる劣悪な状況にあります。次回は、北朝鮮の第一回普遍的審査を取り上げたいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その六)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

六月一二日にシンガポールで開催された歴史的な米朝首脳会談によって、北朝鮮に対する関心は世界的に高まっています。報道によれば、米国は核兵器と弾道ミサイルの完全廃棄を要求し、北朝鮮はその見返りとして体制の保証を勝ち取ったようです。もっとも、今後の展開は不透明です。

その北朝鮮の体制における人権状況には、国際社会から厳しい目が向けられています。二〇一七年一二月一九日、第七二回国連総会本会議で一三年連続となる、日本を含む六一カ国が共同提案国となる北朝鮮の人権状況改善を求める決議がコンセンサスで採択されました。

た。ただし、北朝鮮、ロシア、シリア、キューバ、イラン、中国及びベネズエラがコンセンサスから離脱を表明しました。離脱を表明したこれらの国々の人権状況に問題が多いことは周知のとおりです。

北朝鮮に対する第一回の普遍的定期審査(UPR)は、二〇〇九年一二月七日に行われました。メキシコ、ノルウェー及び南アフリカがトロイカと呼ばれる報告者国を構成しました。北朝鮮の審査においては、日本と韓国を含む一五カ国が事前質問を行いました。質問分野は、拉致問題や離散家族の問題に加え、児童、食糧、拷問禁止など多岐にわたりました。

なお、UPRの審査では、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が作成した「集成」において審査対象国の人権条約の批准・加入状況が示されることになっています。北朝鮮の場合には、社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約及び児童の権利条約の締約国でありませんが、コア(中核的)人権条約と呼ばれる、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、難民条約、移住労働者権利条約、障害者権利条約及び強制失踪条約には加入し

ていません。

また、「集成」では、人権の促進と擁護のための国内機関に関する国内調整委員会（I C C）によって認定を受けた国内人権機関が北朝鮮には存在せず、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者であるビティト・ムンタポーン氏（当時）は、人権の保護は、とりわけ、国際基準に基づく法、政策、計画を要求すると述べ、北朝鮮が支出を軍事費から人間の発展の部門に変更し、人権と人間の安全保障に振り向けるように勧告していました。しかし、北朝鮮がO H C H Rの専門的支援も拒否していること、女子差別撤廃委員会による女性に対する固定的な差別観念の存在の指摘や児童の権利委員会による障害をもつ児童への無差別原則が尊重されていないとの指摘、さらには特別報告者による公開処刑や政治犯収容所における秘密処刑、北朝鮮が拉致や強制失踪の問題に効果的に対応しておらず、被害者やその家族に救済を提供していないことなど、さまざまに人権上の問題が指摘されました。しかし、第一回のU P Rにおいて、北朝鮮が提出した国家報告書に

はこうした問題について一切触れられていませんでした。

さらに注目されるのは、北朝鮮による人権の捉え方の特異性です。同国は、人権が真に権利となるのは、個人が自然、社会及びみずからの主人となることを可能にする独立した権利になった時であるというチュチェ（主体）思想に基づかれています。北朝鮮は、人権の実現は国家の保障の下においてのみ可能だとし、人権問題を口実とする体制の変革は人権の違反を構成するとして、この意味で人権は国家主権を意味すると捉えています。

北朝鮮によるこうした人権の捉え方が他の国と大きく異なることは明らかです。一九九三年に世界人権会議で採択されたウィーン宣言では、「人権及び基本的自由は、すべての人間の生まれながらの権利であり、それらの保護及び助長は諸政府の第一次的責任である」と確認されているからです。

次回、こうした北朝鮮の人権状況に対してどのような審査が行われたかを紹介したいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その七)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の第一回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇〇九年一月七日に行われました。事前に提出された北朝鮮の国家報告書には、他の国の報告書にはみられない特徴がありました。各国は、「人権の保護と促進に対する障害と課題」の中で、自国内の人権の実現を妨げている障害や課題を取り上げるのですが、北朝鮮は、その障害として米国の北朝鮮に対する敵視政策を取り上げていたからです。

北朝鮮によれば、米国は人権保護を口実に内政干渉を行っており、米国による制裁が朝鮮人民の人権の享受を深刻に阻害していると非難したのです。さらに、

二〇〇三年以来のEU提案による国連における北朝鮮人権決議を含む反北朝鮮キャンペーンが北朝鮮の人権分野における国際協力に対する障害となっていると主張しました。こうした主張を踏まえて、北朝鮮は、主権、尊厳そして人民の人権を保護するためによりいっそう自衛手段を強化すると述べるに至っては、人権基準実施のための各国の能力向上を目指すUPRの本来の趣旨とはかなりかけ離れた国家報告書になっているといわざるを得ません。

国連加盟国同士による人権状況の相互審査というUPRの性格も手伝い、UPRでは友好国はあまり厳しい質問や意見を述べない傾向があります。実際、いくつかのアジア諸国は北朝鮮の人権状況を積極的に評価しました。たとえば中国は、憲法や法律で人権の尊重が規定されていることを評価し、パキスタンも保健や教育へのアクセスを十分に確保している体制を評価しました。ミャンマーやベトナムも、同様に好意的な評価を行いました。

たしかに、UPRは個々の国家の人権状況を非難する場ではなく、事態の改善のための建設的な対話の場

です。しかし、自国の人権状況に同様の非難が向けられることを恐れる国によって、現状から大きくかけ離れた評価が行われるようでは、政治的評価だとの非難を免れないように思われます。これらの国の態度は、UPRに参加した西欧諸国が、北朝鮮の人権状況について極めて深い憂慮を表明したと好対照をなしています。

UPRで西欧諸国の批判の対象になったのは、裁判手続によらない処刑、拷問、非人道的又は品位を傷つける取り扱い、表現の自由や移動の自由の制限、政治的反対者の失踪、拉致問題、政治犯収容所、強制労働、社会的出身に基づく差別、朝鮮戦争による離散家族の再会が実施されていないこと、適正手続の制度的な欠陥、政治的及び宗教的な理由による死刑、女性や子どもに対する暴力、人身売買などです（米国、ベルギー、フランス、英国、ノルウェー、ドイツ、オランダ、スペイン、スイスなど）。

しかし、北朝鮮は、西欧諸国によるこうした懸念は北朝鮮に対する偏見の産物であると反論して、こうした人権違反を否定しました。結局、北朝鮮のUPRで

は一六七もの勧告が採択されました。国際社会を驚かしたのは、この一六七という勧告の数の多さではなく、これらの勧告を頑なに拒否し続けた北朝鮮の態度でした。北朝鮮は、五〇の勧告を受け入れず、残りの一一七に対してもその態度を表明しませんでした。

幸い、二〇一〇年三月一八日に採択された作業部会の報告書では、北朝鮮が検討して回答することになった二九の勧告が掲載されました。各国は、この結果に安堵しました。なぜなら、仮に北朝鮮がすべての勧告を受け入れない場合には、勧告の実施を審査する北朝鮮の二巡目のUPRが困難になるからです。こうした態度変更の背後には、国連人権理事会事務局長の説得や努力があつたものと推測されます。

北朝鮮の事例は、かつての人権委員会に巣くつていた過度の政治化の克服が容易でないことを示しています。UPRにおいて各国が政治化の弊害をどれほど克服しえるかについては、もう少し時間が必要だと思われれます。現在の時点でいえることは、国連による北朝鮮人権決議を政治的で選択的だと非難する北朝鮮の態度こそが人権問題を政治化しているということです。